

香川県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 5 月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第66号

香川県留置施設視察委員会条例の施行期日を定める規則

香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）の施行期日は、平成19年6月1日とする。